

奈良県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第四十六号

奈良県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県看護師等修学資金貸与条例施行規則（昭和三十七年七月奈良県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第九号中「（修学資金の貸与に係る者が、第一号から第七号までに規定する施設において三年以上の実務経験を有する場合に限る。）」を削り、同号を同条第十号とし、同条第八号を同条第九号とし、同条第七号の次に次の一号を加える。

八 介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院
第六条に次の一項を加える。

2 修学資金の貸与を受けようとする者が未成年者であるときは、保証人のうち一人は、その法定代理人でなければならない。

第一号様式中
「
本人

「
④
」を
「
本人
法定代理人

注 申請者が未成年者の場合は、法定代理人も署名押印すること。

④
④
に改める。

「

第六号様式中「氏名
④」を
法定代理
法定代理

注 申請者が未成年者の場合は、法定代理人

氏名
④
住所
④
に改める。

人氏名
④
も署名押印すること。 「

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の奈良県看護師等修学資金貸与条例施行規則の規定は、平成三十年度以降新たに貸与を受ける者に係る修学資金について適用し、平成二十九年度以前に貸与を受けた者に係る修学資金については、なお従前の例による。